

令和6年度 スポーツ医科学スタッフ派遣実施要領

1 目的

各競技団体へスポーツ医科学スタッフを派遣することにより、スポーツ医科学の重要性を再度認識してもらい、スポーツ医科学の普及を目指す。また、第83回国民スポーツ大会へ向け、スポーツ医科学を核としたジュニア一貫強化体制を整えるために、各競技団体へスポーツ医科学スタッフを派遣し、スポーツ医科学導入の端緒とすることを目的とする。

2 事業主体

主 催 公益財団法人群馬県スポーツ協会
共 催 群馬県
後 援 群馬県教育委員会 群馬県高等学校体育連盟 群馬県中学校体育連盟

3 実施期間

令和6年7月1日～令和7年2月28日

4 事業内容

強化練習会や強化合宿の現場に、スポーツ医科学スタッフを派遣しサポートを行う。また、第83回国民スポーツ大会に向け、競技団体が主体的にスポーツ医科学を導入しやすい体制を整える。

(1) 対象

国民体育大会正式競技41競技団体

(2) 派遣するスポーツ医科学スタッフ（例）

- ・ JSP0 公認スポーツドクター
- ・ JSP0 公認スポーツデンティスト
- ・ JSP0 公認スポーツ栄養士
- ・ JSP0 公認アスレティックトレーナー
- ・ 群馬県スポーツ協会認定アスレティックトレーナー
- ・ スポーツファーマシスト
- ・ 大学教授 等

(3) サポート内容

1 競技団体につき、前項スポーツ医科学スタッフを1名派遣することができる。

ただし、メディカルサポート事業の実施希望をした団体については、アスレティックトレーナー及びスポーツ栄養士の派遣はできない。

例) ア：スポーツドクター⇒競技特有の障害、障害予防について

イ：スポーツファーマシスト⇒アンチ・ドーピング指導、服薬の注意点について

ウ：アスレティックトレーナー⇒コンディショニング、ストレッチ指導

エ：スポーツ栄養士⇒スポーツ栄養の基本 等

6 対象競技団体の選考

実施数については、予算の範囲内で決定をする。

7 事業の執行方法

県スポーツ協会が委嘱したスポーツ医科学スタッフを中心とし、スポーツ医科学委員会と強化委員会の共同事業として実施する。なお、予算の執行については、スポーツ医科学スタッフから実施報告書の提出後、県スポーツ協会事務局が直接行う。

8 その他

県スポーツ協会は、スポーツ医科学スタッフの派遣に係る謝金、旅費等にかかる経費を負担する。